

国家戦略特別区域法案に対する修正案 新旧対照条文

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正案	原案
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 国家戦略特別区域基本方針（第五条）</p> <p>第三章 区域計画の認定等（第六条―第十二条）</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 （第十三条―第二十八条）</p> <p>第五章 国家戦略特別区域諮問会議（第二十九条―第三十六条）</p> <p>第六章 雑則（第三十七条―第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定事業」とは、第十条を除き、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 別表に掲げる事業で、第十三条から第二十七条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの</p> <p>二 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる内閣府令で定める事業であつて第二十八条第一項に規定する指定金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの</p> <p>3 この法律において「規制の特例措置」とは、第十条を除き、法律により規定された規制についての第十三条から第二十五条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 国家戦略特別区域基本方針（第五条）</p> <p>第三章 区域計画の認定等（第六条―第十一条）</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 （第十二条―第二十七条）</p> <p>第五章 国家戦略特別区域諮問会議（第二十八条―第三十五条）</p> <p>第六章 雑則（第三十六条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 別表に掲げる事業で、第十二条から第二十六条までの規定による規制の特例措置の適用を受けるもの</p> <p>二 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる内閣府令で定める事業であつて第二十七条第一項に規定する指定金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの</p> <p>3 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第十二条から第二十四条までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第二十五条の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む）・主務省令（第</p>

む。主務省令（第三十九条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。）又は第二十七条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第十八条及び第十九条を除き、以下同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。

5 (略)

(関連する施策との連携)

第四条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。第十条第三項及び第三十八条第二項において同じ。）における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

(国家戦略特別区域会議)

第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において単に「区域計画」という。）の作成、第十条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に必要となる協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

2
3
8 (略)

三十八条ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。）又は第二十六条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

4 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第十七条及び第十八条を除き、以下同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。

5 (略)

(関連する施策との連携)

第四条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。第三十七条第二項において同じ。）における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

(国家戦略特別区域会議)

第七条 国家戦略特別区域ごとに、次条第一項に規定する区域計画（第三項第二号において単に「区域計画」という。）の作成、第十条第一項に規定する認定区域計画（同号において単に「認定区域計画」という。）の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に必要となる協議（第四項及び第五項において「区域計画の作成等」という。）を行うため、次に掲げる者は、国家戦略特別区域会議を組織する。

2
3
8 (略)

(区域計画の認定)

第八条 (略)

2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 前号に規定する特定事業ごとの第十三条から第二十七条までの規定による規制の特例措置の内容

四〇六 (略)

3〇8 (略)

9 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長(以下この章において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業が、法律により規定された規制に係るものにあつては第十三条から第二十五条までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第二十七条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

10 (略)

(構造改革特別区域法の特定事業)

第十条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域における産業

の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

一 国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする構造改革特別区域法第二条第二項に規定する特定事業の

内容、実施主体及び開始の日に関する事項

二 前号に規定する特定事業ごとの構造改革特別区域法第四章の規定による規制の特例措置の内容

(区域計画の認定)

第八条 (略)

2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 前号に規定する特定事業ごとの第十二条から第二十六条までの規定による規制の特例措置の内容

四〇六 (略)

3〇8 (略)

9 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、区域計画に定められた特定事業(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)に関する事項について、当該特定事業に係る関係行政機関の長(以下この章において単に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該特定事業が、法律により規定された規制に係るものにあつては第十二条から第二十四条までの規定で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては国家戦略特別区域基本方針に即して第二十五条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で又は第二十六条の規定による政令若しくは内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

10 (略)

(新設)

三 第一号に規定する特定事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域（第三項において「特定事業実施区域」という。）の範囲

2 前項各号に掲げる事項を記載した区域計画について第八条第一項の規定による認定の申請があつた場合における同条の規定の適用については、同条第九項中「以下この項において同じ。」とあるのは「」及び第十条第一項第一号に規定する特定事業（以下この項において「特定事業等」という。）と、「当該特定事業」とあるのは「当該特定事業等」と、「第十三条から第二十五条まで」とあるのは「第十三条から第二十五条まで及び構造改革特別区域法第四章」と、「で又は」とあるのは「で、構造改革特別区域基本方針（構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。）に即して構造改革特別区域法第三十四条の規定による政令若しくは主務省令で、」と、「条例で」とあるのは「条例で又は同法第三十五条の規定による政令若しくは主務省令で定めるところにより条例で」とする。

3 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたもの（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。）については、第八条第七項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を構造改革特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）と、第八条第七項の認定を受けた区域計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）と、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第二条第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなった場合及び次条第一項の規定により第八条第七項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章（第十二条第一項を除く。）中「地方公共団体が、その」とあるのは「国家戦略特別区域会議が、その」

と、同法第十二条（同条第五項及び第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の項を除く。）及び第十三条（同条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。）中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同法第十二条第五項、第二十条第三項、第二十四条第二項及び第五項並びに第二十九条第二項及び第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	地方公共団体が	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）が
第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の項	地方公共団体の長	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）以下この条において同じ。）に係る関係地方公共団体の長
第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運	地方公共団体の教育委員会 地方公共団体の長	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会 国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第

第十九条第一項 第一号及び第二号	市町村	市町村の教育委員会。	市町村の教育委員会が同項各号	当該市町村	市町村の教育委員会が、	前項	都道府県が、都道府県知事	地方公共団体の教育委員会	営に関する法律の項
市町村	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会。	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会が同項各号	国家戦略特別区域会議（平成二十五年法律第 号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域會議をいう。第五條第七項において同じ。）に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会が同項各号	当該国家戦略特別区域會議	国家戦略特別区域會議に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会が、	国家戦略特別区域會議が前項	ある都道府県の知事	国家戦略特別区域會議に係る関係地方公共団体の教育委員会	七條第一項に規定する国家戦略特別区域會議をいう。以下この条において同じ。）に係る関係地方公共団体の長

第十九条第一項第三号	その設定	国家戦略特別区域会議が設定
第二十条第一項	市町村が 地方公共団体の	当該国家戦略特別区域會議に係る関係地方公共団体である市町村が 国家戦略特別区域會議に係る関係地方公共団体の 国家戦略特別区域會議
第二十三条第一項	市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）	国家戦略特別区域會議に係る関係地方公共団体である市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）の区域
第二十三条第二項	市町村（	国家戦略特別区域會議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域會議をいう。）に係る関係地方公共団体である市町村（
第二十四条第一	地方公共団体	国家戦略特別区域會議に係る

<p>項第一号から第三号まで及び第六項 第二十八条第四項 第二十八号 第二十八号の二 第三項</p>	<p>第二十八号の二 第一項第一号及び第二号</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>項第一号から第三号まで及び第六項 第二十八条第四項 第二十八号 第二十八号の二 第三項</p>
<p>又は同項</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>場合、同項</p>	<p>場合、同項</p>
<p>第一項の改正により国家戦略特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて</p>	<p>国家戦略特別区域法第二</p>	<p>場合、国家戦略特別区域法第二項の改正により国家戦略特別区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて</p>	<p>る関係地方公共団体</p>

	第二十九条第一項		
地方公共団体の教育委員会	地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校	地方公共団体の長がその施設を管理する学校	地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校
同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合、同法第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合又は第一項	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この項において同じ。）に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する学校 国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）

第三十二條第一項	地方公共団体を	に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校
第三十三條	地方公共団体が	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体を
	地方公共団体の	国家戦略特別区域会議が 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の

- 4 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたものについては、同項の認定を構造改革特別区域法第四条第九項の認定と、第八条第七項の認定を受けた区域計画を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画と、第一項第二号の規制の特例措置（同法第十八条の規定によるものに限る。）を同法第二条第三項の規制の特例措置（同法第十八条の規定によるものに限る。）とみなして、同法第八条第二項及び第十八条（同項に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同項中「地方公共団体」とあるのは「国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同法第十八条第二項中「同法第八条第二項」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十条第四項の規定により読み替えて適用される構造改革特別区域法第八条第二項」とする。
- 5 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたものについては、第一項第二号の規制の特例措置を構造改革特別区域法第二条第三項の規制の特例措置とみなして、同法第四十七条の規定を適用する。
- 6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画についてのこの法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し必要な読替は、政令で定める。

(認定の取消し)

第十一条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条及び第十八条第四項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

第十二条 (認定区域計画の進捗状況に関する評価)
(略)

第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置
等

(旅館業法の特例)

第十三条 ①～⑧ (略)

9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができる。

- 一 (略)
- 二 第十一条第一項の規定により認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めたものに限る。）の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。
- 三～六 (略)

(医療法の特例)

第十四条 (略)

(建築基準法の特例)

第十五条・第十六条 (略)

(認定の取消し)

第十条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第十二条及び第十七条第四項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

第十一条 (認定区域計画の進捗状況に関する評価)
(略)

第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置
等

(旅館業法の特例)

第十二条 ①～⑧ (略)

9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができる。

- 一 (略)
- 二 第十条第一項の規定により認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を定めたものに限る。）の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。
- 三～六 (略)

(医療法の特例)

第十三条 (略)

(建築基準法の特例)

第十四条・第十五条 (略)

(道路法の特例)

第十七条 ①～③ (略)

4 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十七条第一項に規定する措置を記載した書面を添付して」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

(農地法等の特例)

第十八条 ①～② (略)

3 前項の区域においては、特例農業法人（第一項の規定によりされた農地法第三条第一項の許可を受けたもの並びに農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合（農業生産法人が合併によって解散し、又は分割をした場合において、当該合併によって設立し、若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によって農地等について同項本文に掲げる権利を承継した法人が農業生産法人でない場合を含む。）におけるその法人及びその一般承継人で、第一項各号に掲げる要件の全てを満たしているものに限る。）は、同法（第二条第三項及び第三条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）を除く。）の規定の適用については、農業生産法人とみなす。この場合において、同法第六条第一項中「農業生産法人でなくなつた」とあるのは「農業生産法人要件（第二条第三項に規定する要件をいう。以下同じ。）又は特例農業法人要件（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十八条第一項各号に掲げる要件をいう。以下同じ。）のいずれれをも満たさなくなつた」と、「農業生産法人でない」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれれをも満たさない」と、同条第二項中「第二条第三項各号に掲げる要件」とあるのは「特例農業法人要件」と、「とき」とあるのは「とき（農業生産法人要件を満たす見込みがあると認めるときを除く。）」と、同法第七条の見出し及び同条第一項中「農業生産法人でなくなつた」とあるのは「農業生産法人

(道路法の特例)

第十六条 ①～③ (略)

4 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十六条第一項に規定する措置を記載した書面を添付して」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

(農地法等の特例)

第十七条 ①～② (略)

3 前項の区域においては、特例農業法人（第一項の規定によりされた農地法第三条第一項の許可を受けたもの並びに農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合（農業生産法人が合併によって解散し、又は分割をした場合において、当該合併によって設立し、若しくは当該合併後存続する法人又は当該分割によって農地等について同項本文に掲げる権利を承継した法人が農業生産法人でない場合を含む。）におけるその法人及びその一般承継人で、第一項各号に掲げる要件の全てを満たしているものに限る。）は、同法（第二条第三項及び第三条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）を除く。）の規定の適用については、農業生産法人とみなす。この場合において、同法第六条第一項中「農業生産法人でなくなつた」とあるのは「農業生産法人要件（第二条第三項に規定する要件をいう。以下同じ。）又は特例農業法人要件（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十七条第一項各号に掲げる要件をいう。以下同じ。）のいずれれをも満たさなくなつた」と、「農業生産法人でない」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれれをも満たさない」と、同条第二項中「第二条第三項各号に掲げる要件」とあるのは「特例農業法人要件」と、「とき」とあるのは「とき（農業生産法人要件を満たす見込みがあると認めるときを除く。）」と、同法第七条の見出し及び同条第一項中「農業生産法人でなくなつた」とあるのは「農業生産法人

要件又は特例農業法人要件のいずれをも満たさなくなった」と、同条第五項中「第二条第三項各号に掲げる要件のすべて」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれか」と、同法第十八条第二項第四号中「農業生産法人でなくなった」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれをも満たさなくなった」とする。

4 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

一（略）

二 第十一条第一項の規定による認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として農業法人経営多角化等促進事業を定めたものに限る。）の認定の取消し

5（略）

第十九条 ①～4（略）

5 第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「農業委員会」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十九条第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち国家戦略特別区域法第十九条第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

6（略）

（土地区画整理法の特例）

第二十条（略）

（都市計画法の特例）

第二十一条～第二十三条（略）

第二十四条～第二十七条（略）

要件又は特例農業法人要件のいずれをも満たさなくなった」と、同条第五項中「第二条第三項各号に掲げる要件のすべて」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれか」と、同法第十八条第二項第四号中「農業生産法人でなくなった」とあるのは「農業生産法人要件又は特例農業法人要件のいずれをも満たさなくなった」とする。

4 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

一（略）

二 第十条第一項の規定による認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として農業法人経営多角化等促進事業を定めたものに限る。）の認定の取消し

5（略）

第十八条 ①～4（略）

5 第一項の規定により市町村長が特例分担事務を行う場合における農地法第五十条及び第五十八条第一項の規定の適用については、同法第五十条中「農業委員会」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第十八条第一項の規定により同項に規定する特例分担事務を行う市町村長」と、同項中「処理に関し、農業委員会」とあるのは「うち国家戦略特別区域法第十八条第一項の規定により市町村長が行うものの処理に関し、市町村長」とする。

6（略）

（土地区画整理法の特例）

第十九条（略）

（都市計画法の特例）

第二十条～第二十二條（略）

第二十三条～第二十六條（略）

(国家戦略特区支援利子補給金の支給)

第二十八条 政府は、認定区域計画に定められている第二条第二項
第二号に規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う銀行
その他の内閣府令で定める金融機関であつて、当該貸付けの適正
な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものと
して内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金
融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付け
について利子補給金（以下この条及び附則第二条第五項において
「国家戦略特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以
下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関
と結ぶことができる。

2 8 (略)

第五章 国家戦略特別区域諮問会議

(設置)

第二十九条 (略)

(所掌事務)

第三十条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 四 (略)
- 五 第三十七条第二項に規定する雇用指針に関し、同項に規定す
る事項を処理すること。
- 六 七 (略)

第三十一条・第三十二条 (略)

(議員)

第三十三条 ① (略)

- 2 議長は、必要があると認めるときは、第三十一条及び前項の規
定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる議員である
国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に
会議に参加させることができる。
- 3 4 (略)

(国家戦略特区支援利子補給金の支給)

第二十七条 政府は、認定区域計画に定められている第二条第二項
第二号に規定する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う銀行
その他の内閣府令で定める金融機関であつて、当該貸付けの適正
な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものと
して内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金
融機関」という。）が、当該資金を貸し付けるときは、当該貸付け
について利子補給金（以下この条において「国家戦略特区支援利
子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利
子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 8 (略)

第五章 国家戦略特別区域諮問会議

(設置)

第二十八条 (略)

(所掌事務)

第二十九条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 四 (略)
- 五 第三十六条第二項に規定する雇用指針に関し、同項に規定す
る事項を処理すること。
- 六 七 (略)

第三十条・第三十一条 (略)

(議員)

第三十二条 ① (略)

- 2 議長は、必要があると認めるときは、第三十条及び前項の規定
にかかわらず、前項第一号から第三号までに掲げる議員である国
務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会
議に参加させることができる。
- 3 4 (略)

第三十四条～第三十六条 (略)

第六章 雑則

(個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助)

第三十七条 ①・2 (略)

(削る)

3| (略)

4| 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議
に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域にお
ける第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供すると
ともに、前項の意見について意見を述べるものとする。

5| 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣及び
関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとする。

(構造改革特別区域において実施される事業との連携)

第三十八条 (略)

2 構造改革特別区域において実施される事業については、特定事
業と相まってより効果を上げるよう、内閣総理大臣及び関係行政
機関の長は、その円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の
援助を行うように努めなければならない。

第三十九条～第四十一条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章、第四章及び第三十七条の規定 公布の日から起算し
て四月を超えない範囲内において政令で定める日

第三十三条～第三十五条 (略)

第六章 雑則

(個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助)

第三十六条 ①・2 (略)

3| 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議
に対し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域にお
ける第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するも
のとする。

4| (略)

(新設)

(新設)

(構造改革特別区域において実施される事業との連携)

第三十七条 (略)

2 構造改革特別区域において実施される事業であつて、国家戦略
特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動
の拠点の形成に資するものについては、内閣総理大臣及び関係行
政機関の長は、その円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他
の援助を行うように努めなければならない。

第三十八条～第四十条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に
掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章、第四章及び第三十六条の規定 公布の日から起算し
て四月を超えない範囲内において政令で定める日

二・三 (略)

(検討)

5| 第二条 ①～4 (略)

5| 政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

6| (略)

(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第七条 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)

の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

(中略)

第四条第三項第三号の六の次に次の一号を加える。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別

区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法

第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に

規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並

びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び

国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務

の調整に関すること。

(後略)

二・三 (略)

(検討)

5| 第二条 ①～4 (略)

(新設)

5| (略)

(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部改正)

第七条 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)

の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第十八条第二項第四号」を「第十八条第二項第五号」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

(中略)

第四条第三項第三号の六の次に次の一号を加える。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別

区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法

第二十七条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に

規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並

びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び

国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務

の調整に関すること。

(後略)

(復興庁設置法の一部改正)
 第十条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。
 附則第三条第一項の表に次のように加える。

国家戦略特別 区域法(平成 二十五年法律 第 号)	第三十九条	又は各省の内 閣府令	、復興庁又は 各省の内閣府 令(告示を含 む。)、復興 庁令
---------------------------------------	-------	---------------	--

別表(第二条関係)

項	事	業	関係条項
一	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業		第十三条
二	国家戦略特別区域高度医療提供事業		第十四条
三	国家戦略建築物整備事業		第十五条
四	国家戦略住宅整備事業		第十六条
五	国家戦略道路占用事業		第十七条
六	農業法人経営多角化等促進事業		第十八条
七	農地等効率的利用促進事業		第十九条
八	国家戦略土地区画整理事業		第二十条
九	国家戦略都市計画建築物等整備事業		第二十一条
十	国家戦略開発事業		第二十二条
十一	国家戦略都市計画施設整備事業		第二十三条
十二	国家戦略市街地再開発事業		第二十四条
十三	国家戦略民間都市再生事業		第二十五条
十四	政令等規制事業で第二十六条の規定による 政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの		第二十六条
十五	地方公共団体事務政令等規制事業で第二十 七条の規定による政令又は内閣府令・主務 省令で定めるもの		第二十七条

(復興庁設置法の一部改正)
 第十条 復興庁設置法の一部を次のように改正する。
 附則第三条第一項の表に次のように加える。

国家戦略特別 区域法(平成 二十五年法律 第 号)	第三十八条	又は各省の内 閣府令	、復興庁又は 各省の内閣府 令(告示を含 む。)、復興 庁令
---------------------------------------	-------	---------------	--

別表(第二条関係)

項	事	業	関係条項
一	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業		第十二条
二	国家戦略特別区域高度医療提供事業		第十三条
三	国家戦略建築物整備事業		第十四条
四	国家戦略住宅整備事業		第十五条
五	国家戦略道路占用事業		第十六条
六	農業法人経営多角化等促進事業		第十七条
七	農地等効率的利用促進事業		第十八条
八	国家戦略土地区画整理事業		第十九条
九	国家戦略都市計画建築物等整備事業		第二十条
十	国家戦略開発事業		第二十一条
十一	国家戦略都市計画施設整備事業		第二十二条
十二	国家戦略市街地再開発事業		第二十三条
十三	国家戦略民間都市再生事業		第二十四条
十四	政令等規制事業で第二十五条の規定による 政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの		第二十五条
十五	地方公共団体事務政令等規制事業で第二十 六条の規定による政令又は内閣府令・主務 省令で定めるもの		第二十六条